

○岡山市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則

昭和37年5月16日

市教育委員会規則第2号

改正 昭和37年12月18日市教育委員会規則第6号

昭和38年4月1日市教育委員会規則第2号

昭和39年7月1日市教育委員会規則第6号

昭和41年4月1日市教育委員会規則第7号

昭和43年8月9日市教育委員会規則第7号

昭和44年2月18日市教育委員会規則第2号

昭和44年8月6日市教育委員会規則第16号

昭和46年7月30日市教育委員会規則第20号

昭和47年7月1日市教育委員会規則第5号

昭和49年5月10日市教育委員会規則第6号

昭和51年1月26日市教育委員会規則第1号

昭和51年4月1日市教育委員会規則第4号

昭和52年5月18日市教育委員会規則第4号

昭和53年4月27日市教育委員会規則第4号

昭和54年4月13日市教育委員会規則第8号

昭和54年10月11日市教育委員会規則第16号

昭和55年5月12日市教育委員会規則第6号

昭和57年8月6日市教育委員会規則第10号

昭和57年9月4日市教育委員会規則第12号

昭和58年4月13日市教育委員会規則第8号

昭和58年5月30日市教育委員会規則第11号

昭和59年4月1日市教育委員会規則第6号

昭和59年5月31日市教育委員会規則第9号

昭和60年3月29日市教育委員会規則第5号

昭和62年10月1日市教育委員会規則第10号

昭和62年10月30日市教育委員会規則第12号
昭和63年3月29日市教育委員会規則第3号
平成4年3月31日市教育委員会規則第7号
平成6年3月30日市教育委員会規則第6号
平成8年3月29日市教育委員会規則第3号
平成9年3月31日市教育委員会規則第8号
平成10年3月31日市教育委員会規則第8号
平成11年3月31日市教育委員会規則第5号
平成11年4月27日市教育委員会規則第6号
平成12年3月31日市教育委員会規則第17号
平成13年3月30日市教育委員会規則第7号
平成14年3月29日市教育委員会規則第9号
平成15年3月31日市教育委員会規則第12号
平成16年3月31日市教育委員会規則第4号
平成17年3月18日市教育委員会規則第26号
平成17年3月31日市教育委員会規則第27号
平成18年3月31日市教育委員会規則第5号
平成18年12月26日市教育委員会規則第18号
平成19年3月23日市教育委員会規則第5号
平成19年3月30日市教育委員会規則第14号
平成20年3月31日市教育委員会規則第4号
平成21年4月1日市教育委員会規則第26号
平成22年4月1日市教育委員会規則第9号
平成23年4月1日市教育委員会規則第7号
平成24年1月20日市教育委員会規則第1号
平成24年3月30日市教育委員会規則第4号
平成25年3月22日市教育委員会規則第7号
平成26年3月31日市教育委員会規則第5号

平成27年3月31日市教育委員会規則第14号

平成27年7月1日市教育委員会規則第22号

平成28年3月31日市教育委員会規則第5号

平成29年3月31日市教育委員会規則第7号

平成29年7月26日市教育委員会規則第13号

平成30年3月31日市教育委員会規則第20号

令和2年3月31日市教育委員会規則第8号

令和3年3月26日市教育委員会規則第9号

令和4年3月31日市教育委員会規則第7号

令和5年3月31日市教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、岡山市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局の組織は、次の表のとおりとする。

部	課	係又は室
教育総務部	教育企画総務課	
	教育給与課	給与係 福利厚生係
	学校施設課	管理係 計画係 施設係
学校教育部	教職員課	企画係 人事係
	就学課	管理係 学校運営支援係
	学校指導課	振興係 指導係 人権教育室
	教育支援課	生徒指導係 特別支援教育係
	保健体育課	保健体育係 学校給食係
生涯学習部	生涯学習課	管理係 支援・育成係 公民館振興室
	文化財課	

(職員)

第3条 事務局に教育次長，部に部長，課に課長，室に室長，係に係長を置く。

2 事務局に次長を，部に参事，参事（再任用）を，課に担当課長，課長代理，課長補佐，副専門監，主査，指導主査，副主査，指導副主査，主任，指導主任，主事，指導主事及び文化財保護主事を，室に室長補佐，主査，指導主査，副主査，指導副主査，主任，指導主任，主事及び指導主事を，係に主査，管理主査，指導主査，副主査，管理副主査，指導副主査，主任，管理主任，指導主任，主事，技師，管理主事及び指導主事を，課及び係に副主査栄養技師，副主査保健技師，副主査給食調理技士，副主査用務技士，主任栄養技師，主任保健技師，用務技士長，給食調理技士長，主任技工，主任用務技士，栄養技師，保健技師，用務技士，主幹（再任用），副主幹（再任用），主査（再任用），室長（再任用），副主査（再任用），主任（再任用），主事（再任用），事務員（会計年度任用），事務補助員（会計年度任用），学芸員（会計年度任用），看護師（会計年度任用），用務員（会計年度任用），栄養士（会計年度任用）及び給食調理員（会計年度任用）を置くことができる。

（職務）

第4条 教育次長は，教育長の事務を補佐し，所属職員を指揮監督する。

2 次長は，上司の命を受けて教育次長を補佐し，職員を指揮し，特定の事項を処理するとともに，総合調整を図り，事務局における重要事業の進行管理，人事，予算等の総括等を行う。

3 部長は，上司の命を受けて所管の事務を掌理するとともに，職員を指揮監督する。

4 課長は，上司の命を受けて各課の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。

5 担当課長は，上司の命を受けて担当の事務を掌理し，職員を指揮監督する。

6 課長代理は，上司の命を受けて課長を助け，職員を指揮監督し，総合調整を図り，特定の事項を処理するとともに，課長に事故があるときは，その職務を代行する。

7 副専門監及び主幹（再任用）は，上司の命を受けて課の事務のうち専門的事項を処理する。

8 課長補佐は，上司の命を受けて課長を補佐し，課長に事故があるときは，その職務を代行し，又は課の事務のうち特定の事項を処理し，職員を指揮監督する。

9 室長は，上司の命を受けて室の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。

- 1 0 室長補佐は、上司の命を受けて室長を補佐し、職員を指揮監督する。
- 1 1 係長は、上司の命を受けて係の事務を処理し、係員を指揮監督する。
- 1 2 参事、参事監（再任用）、主査、管理主査、指導主査、副主査、管理副主査、指導副主査、主任、管理主任、指導主任、主査（再任用）、室長（再任用）、副主査（再任用）及び主任（再任用）は、上司の命を受けて部、課、室又は係の事務のうち特定の事項を処理し、職員を指揮監督する。
- 1 3 副主査栄養技士、副主査保健技師、副主査給食調理技士、副主査用務技士、主任栄養技師、主任保健技師、用務技士長、給食調理技士長、主任技工及び主任用務技士は、上司の命を受けて該当業務に従事するとともに、当該業務について職員を指揮監督する。
- 1 4 主事、技師、管理主事、指導主事、栄養技師、保健技師、用務技士、主事（再任用）、事務員（会計年度任用）、事務補助員（会計年度任用）、学芸員（会計年度任用）、看護師（会計年度任用）、用務員（会計年度任用）、栄養士（会計年度任用）及び給食調理員（会計年度任用）は、上司の命を受けてその事務又は業務に従事する。

（職員の配属）

第5条 職員（係長以上を除く。）の係配属は課長が決め、文書をもって教育企画総務課長に報告しなければならない。

（特別の事務処理）

第6条 特別の事務については、教育長が職員の中から任命して処理させることができる。

（相互援助）

第7条 2課以上にわたる事務については、関係課長が協議して、その主務を定める。

2 分掌事務が繁劇であつて、なお緊急を要するものがあるときは、各課、係において互いに援助するものとする。

（事務分掌）

第8条 各課、係及び室の事務分掌は、次のとおりとする。

教育委員会事務局

教育総務部

教育企画総務課

（1）教育行政の総合企画並びに重要施策の企画及び調整に関すること。

- (2) 教育制度の調査研究に関する事。
- (3) 教育資料の収集及び作成に関する事。
- (4) 教育統計に関する事。
- (5) 進行管理の総括に関する事。
- (6) 教育委員及び教育委員会の会議に関する事。
- (7) 各種協議会等に関する事。
- (8) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関する事。
- (9) 局内及び教育機関（幼稚園を除く。）との連絡調整等に関する事。
- (10) 広報広聴及び相談の総括に関する事。
- (11) 組織及び事務分掌に関する事。
- (12) 公印の管守に関する事。
- (13) 陳情等処理に関する事。
- (14) 文書の受発及び管理保守に関する事。
- (15) 事務局その他教育機関（幼稚園を除く。）に係る危機管理に関する事。
- (16) 事務局及び学校以外の教育機関の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他人事事項及び研修に関する事。
- (17) 学校以外の教育機関の職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (18) 事務局及び学校以外の教育機関の職員の職員団体及び職員の労働組合に関する事。
- (19) 事務局及び学校以外の教育機関の職員のその他労務管理に関する事。
- (20) 予算編成事務及び執行の調整並びに決算に関する事。
- (21) 他課の主管に属しない事。

教育給与課

給与係

- (1) 学校の教職員の給与の基準に関する事。
- (2) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の給与の支給に関する事。
- (3) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員のその他給与に関する事。

こと。

- (4) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の児童手当に関すること。
- (5) 教育委員会委員の報酬及び費用弁償支給に関すること。
- (6) 学校の教職員の旅費支給に関すること。
- (7) 教職員給与等管理システムに関すること。
- (8) 指導主事等の履歴及び給与簿の管理に関すること。
- (9) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の給与及び旅費の適正支給の研修指導に関すること。
- (10) 学校の教職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (11) 学校の教職員の職員団体及び職員の労働組合に関すること。
- (12) 学校の教職員のその他労務管理に関すること。
- (13) 課内他係の主管に属しないこと。

福利厚生係

- (1) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の福利厚生に関すること。
- (2) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の被服の貸与に関すること。
- (3) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の岡山市町村職員共済組合及び公立学校共済組合に関すること。
- (4) 岡山県教育職員互助組合に関すること。
- (5) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の財形貯蓄に関すること。
- (6) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の健康管理に関すること。
- (7) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の労働安全衛生に関すること。
- (8) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の退職手当の支給に関

すること。

(9) 学校の教職員の働き方改革のとりまとめに関すること。

学校施設課

管理係

- (1) 学校の用地，建築設備等の維持管理に関すること。
- (2) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関すること。
- (3) 工事，委託等の契約及び経理事務に関すること。
- (4) 学校の用地造成に係る測量，調査設計及び起債に関すること。
- (5) 学校の土木工事に係る設計及び工事監理に関すること。
- (6) 学校その他の教育機関（幼稚園を除く。以下同じ。）の建築物等の災害共済に関すること。

計画係

- (1) 学校の建築及び保全計画に関すること。
- (2) 修繕料等の経理事務に関すること。
- (3) 学校の建築に伴う起債及び国庫補助に関すること。
- (4) 学校の施設台帳に関すること。
- (5) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。

施設係

- (1) 学校の建築物・建築設備及び工作物の小規模工事・修繕の設計及び工事監理に関すること。
- (2) 学校の建築物・建築設備及び工作物の直営修繕に関すること。
- (3) 学校の建築物・建築設備の長寿命化，バリアフリー化等に関すること。
- (4) 学校の建築基準法第12条に基づく建築物の点検に関すること。
- (5) 学校以外の教育機関の建築物・建築設備及び工作物の小規模工事・修繕の検査に関すること。

学校教育部

教職員課

企画係

- (1) 学校の教職員の定数に関する事。
- (2) 学校の教職員の試験及び選考に関する事。
- (3) 学校の教職員の人事評価に関する事。
- (4) 学校の教職員の初任給、昇給及び退職手当の決定に関する事。
- (5) 学校の組織編制に関する事（就学に関する事を除く。）。
- (6) 校長会との連絡調整に関する事。
- (7) 岡山後楽館中・高等学校の入学者選抜に関する事。
- (8) 課内他係の主管に属しない事務に関する事。

人事係

- (1) 学校の教職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事事項に関する事。
- (2) 学校の教職員の表彰及び叙勲候補者の選考に関する事。
- (3) 教員免許及び教育実習に関する事。
- (4) その他教職員の業務管理に関する事。

就学課

管理係

- (1) 児童及び生徒の入学、転学、退学その他就学に関する事。
- (2) 学齢簿の編製に関する事。
- (3) 就学奨励及び就学義務の猶予、免除等に関する事。
- (4) 就学援助に関する事。
- (5) 特別支援教育就学奨励費に関する事。
- (6) 高等学校授業料の調定及び収入に関する事。
- (7) 学校（幼稚園を除く。）の臨時休業判断基準に関する事。
- (8) 学校環境適正化に関する事（幼稚園に係るものを除く。）。
- (9) 学校の設置及び廃止に関する事。
- (10) 通学区域の設定又は変更に関する事。
- (11) 中学校及び義務教育学校（後期課程）の通学区域弾力化制度に関する事。
- (12) 学校施設及び廃校施設の防犯・防災に関する事。
- (13) 学校施設の使用及び廃校施設の使用、管理に関する事。

- (14) スクールバス等の運行に関する事。
- (15) 遠距離通学補助金に関する事。
- (16) 外国人学校補助金に関する事。
- (17) 課内他係の主管に属しない事務に関する事。

学校運営支援係

- (1) 学校の予算配当・執行及び歳入に関する事。
- (2) 学校の寄付に関する事。
- (3) 学校の備品管理に関する事。
- (4) 学校の不用品の処分に関する事。
- (5) 学校事務のDX推進に関する事。

学校指導課

振興係

- (1) 学校教育の振興に係る施策の企画及び調整に関する事（幼稚園に係るものを除く。）。
- (2) 教科用図書の無償給与に関する事。
- (3) 教材及び教具の整備に係る企画及び調整に関する事。
- (4) 課内他係の主管に属しない事務に関する事。

指導係

- (1) 学校の経営の指導及び助言に関する事。
- (2) 小・中・義務教育学校及び高等学校の教育課程編成及び学習指導に関する事。
- (3) 特色ある教育の推進に関する事（幼稚園に係るものを除く。）。
- (4) 教科用図書の採択に関する事。
- (5) 学力・学習状況に係る調査及び評価に関する事。
- (6) 教育研究団体の指導育成に関する事。
- (7) 進路指導に関する事。
- (8) 学校部活動（文化部）の地域移行に関する事。

人権教育室

- (1) 人権教育の企画、指導及び調整に関する事（幼稚園に係るものを除く。）。

- (2) 人権教育に係る教職員及び保護者等の研修に関すること（幼稚園に係るものを除く。）。
- (3) 人権教育に係る文化・交流活動に関すること。
- (4) 関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (5) 日本語教育に関するもの。

教育支援課

生徒指導係

- (1) 生徒指導に関すること（幼稚園に係るものを除く。）。
- (2) 児童及び生徒の安全確保に関すること。
- (3) 教育相談に関すること（幼稚園に係るものを除く。）。
- (4) 児童及び生徒の学校への適応指導に関すること。
- (5) 岡山市教育相談室及び岡山市児童生徒支援教室の管理に関すること。
- (6) その他教育支援体制に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。

特別支援教育係

- (1) 特別支援教育に関すること（幼稚園に係るものを除く。）。
- (2) 就学指導に関すること（幼稚園に係るものを除く。）。

保健体育課

保健体育係

- (1) 学校の保健についての管理及び指導に関すること。
- (2) 学校環境の保全に関すること（幼稚園に係るものを除く。）。
- (3) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱その他人事事項に関すること。
- (4) 児童生徒の健康診断に関すること。
- (5) 就学時の健康診断に関すること。
- (6) 日本スポーツ振興センターに関すること（幼稚園に係るものを除く。）。
- (7) 学校保健会に関すること。
- (8) 岡山市学童校外事故共済制度に関すること。
- (9) 学校保健・学校体育の指導及び助言に関すること（幼稚園に係るものを除く。）。

- (10) 児童生徒の薬物乱用防止教育・性に関する指導(エイズ教育等)に関すること。
- (11) 学校保健・学校体育に関しての教職員の研修に関すること(幼稚園に係るものを除く。)
- (12) 児童生徒の体育, スポーツ活動の推進に関すること。
- (13) 学校部活動(運動部)の地域移行に関すること。
- (14) 学校保健・学校体育の調査・統計及び資料提供に関すること(幼稚園に係るものを除く。)
- (15) 学校体育団体の指導及び助言に関すること。
- (16) 学校体育施設整備の国庫補助事務に関すること。
- (17) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。

学校給食係

- (1) 学校給食の管理運営に関すること。
- (2) 学校給食に係る調査・統計に関すること。
- (3) 学校給食の実施と食に関する指導に関すること。
- (4) 学校給食に関しての教職員の研修に関すること。
- (5) 学校給食の施設, 設備の保全及び学校給食施設整備の国庫補助事務に関すること。
- (6) 学校給食会に関すること。
- (7) 学校給食費の公会計化に関すること。

生涯学習部

生涯学習課

管理係

- (1) 生涯学習・社会教育施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 生涯学習・社会教育施設の整備方針及び計画に関すること。
- (3) 生涯学習・社会教育に係る広報及び情報発信に関すること。
- (4) 所管施設の管理運営に関すること。
- (5) 博物館の登録に関すること。
- (6) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。

支援・育成係

- (1) 家庭，学校，地域の連携推進施策に関する事。
- (2) 社会教育関係団体等の支援・育成に関する事。
- (3) 社会教育関連機関との連携に関する事。
- (4) 社会教育委員に関する事。
- (5) 文化活動における学校施設開放に関する事。

公民館振興室

- (1) 公民館の支援及び総合調整に関する事。
- (2) 公民館の振興に係る施策及び事業の企画・調整に関する事。
- (3) 公民館の指導及び助言に関する事。
- (4) 公民館の予算，決算及び経理事務に関する事。
- (5) 公民館の施設及び設備等の整備・維持管理に関する事。
- (6) 公民館の広報及び情報発信に関する事。
- (7) 公民館事業等の調査研究及び情報収集に関する事。
- (8) 関係機関，各種団体等との連携に関する事。
- (9) 公民館職員の研修に関する事。
- (10) 学びを通じた地域づくり，社会づくりに関する事。

文化財課

- (1) 文化財保護施策に関する事。
- (2) 文化財の指定及び解除の事務に関する事。
- (3) 文化財の保護管理，調査研究及び活用普及に関する事。
- (4) 文化財保護審議会に関する事。
- (5) 文化財の保護保存団体に関する事。
- (6) 文化財保護法の事務手続に関する事。
- (7) 埋蔵文化財の保護，保存及び調査に関する事。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年市教育委員会規則第6号）

この規則は，公布の日から施行し，昭和37年12月1日から適用する。

附 則（昭和 38 年市教育委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 39 年市教育委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 41 年市教育委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 43 年市教育委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 44 年市教育委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年市教育委員会規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 7 月 15 日から適用する。

附 則（昭和 46 年市教育委員会規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年市教育委員会規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年市教育委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年市教育委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年市教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年市教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 53 年市教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 54 年市教育委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 54 年市教育委員会規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年市教育委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 19 日から適用する。

附 則（昭和 57 年市教育委員会規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年市教育委員会規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年市教育委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年市教育委員会規則第 11 号）

この規則は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年市教育委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年市教育委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 60 年市教育委員会規則第 5 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年市教育委員会規則第 10 号）

この規則は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年市教育委員会規則第 12 号）

この規則は、昭和 62 年 11 月 2 日から施行する。

附 則（昭和 63 年市教育委員会規則第 3 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年市教育委員会規則第 7 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年市教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年市教育委員会規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年市教育委員会規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日より施行する。

附 則（平成10年市教育委員会規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年市教育委員会規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年市教育委員会規則第6号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年市教育委員会規則第17号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年市教育委員会規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年市教育委員会規則第9号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年市教育委員会規則第12号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年市教育委員会規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年市教育委員会規則第26号）

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年市教育委員会規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年市教育委員会規則第5号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年市教育委員会規則第18号）

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成19年市教育委員会規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年市教育委員会規則第14号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年市教育委員会規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市教育委員会規則第26号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年市教育委員会規則第9号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市教育委員会規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市教育委員会規則第1号）

この規則は、平成24年1月22日から施行する。

附 則（平成24年市教育委員会規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年市教育委員会規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年市教育委員会規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市教育委員会規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市教育委員会規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年市教育委員会規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年市教育委員会規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年市教育委員会規則第13号）

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年市教育委員会規則第20号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年市教育委員会規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市教育委員会規則第9号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年市教育委員会規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年市教育委員会規則第9号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。